



合併契約書

株式会社 JTB 中国四国（住所：広島県広島市中区紙屋町 2-1-22。以下「甲」という。）と、株式会社エス・アイ・シー（住所：鳥取県米子市東福原 4-11-33。以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併に際して発行する株式）

甲は、本合併に際して新株の発行は行わず、乙の株主に対し一切の対価を交付しない。

第 3 条（資本金、準備金等）

本合併により増加する甲の資本金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 資本金 | 零円 |
| (2) 資本準備金 | 零円 |
| (3) その他資本剰余金 | 合併の効力発生日直前における乙の資本金、資本準備金と
その他資本剰余金の合計額 |
| (4) 利益準備金 | 零円 |
| (5) その他利益剰余金 | 合併の効力発生日直前における乙の利益準備金とその他
利益剰余金の合計額 |

第 4 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成 27 年 4 月 1 日とする。

第 5 条（合併承認総会）

甲は、会社法第 796 条第 3 項に規定される簡易合併であるため、株主総会の承認決議を経ずに合併する。
乙は、平成 27 年 3 月に開催予定の臨時株主総会において、本合併の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第 6 条（会社財産の引継）

- 乙は、平成 27 年 3 月 31 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日にいたるまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。
- 乙は、平成 27 年 3 月 31 日から効力発生日にいたるまでの間に、資産、負債および権利義務に変動が生じた場合、別に計算書を作成しその内容を甲に明示するものとする。

第 7 条（善管注意義務）

甲および乙は、効力発生日にいたるまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

第 8 条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、効力発生日において、勤続年数は乙における年数を通算し、給与は乙における現在給与額を保証し、年次有給休暇は乙における日数残を移行する。その他の取扱いについては、別に甲乙協議のうえ決定する。

第 9 条（役員退職慰労金）

乙は、乙の取締役または監査役のうち、吸収合併に際して甲の取締役または監査役に就職しなかった者に対して、乙の役員退職慰労金規定に基づき、第 5 条に定める乙の株主総会の承認により退職慰労金を支払うことができる。

第 10 条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日にいたるまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第 11 条（合併契約の効力）

本契約は、乙の株主総会の承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲および乙がそれぞれ 1 通を保管する。

平成 27 年 1 月 30 日

甲 広島県広島市中区紙屋町 2-1-22
株式会社 JTB 中国四国
代表取締役 青木 尚



乙 鳥取県米子市東福原 4-11-33
株式会社エス・アイ・シー
代表取締役 伊澤 衛

